

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っことはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>
※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

3月8日～4月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	3月26日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
人権相談	3月25日(火)13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	3月10日(月)・19日(水)、4月2日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
緑のなんでも相談	4月7日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	3月11日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当 (☎594-5535)
	3月28日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	3月15日(土)、4月1日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	4月5日(土) 10:00～12:00		
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	3月15日(土)、4月5日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
	毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
健康・生活相談	3月17日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ④

■長期にわたる契約はよく考えてから

中学2年生の子どものいるA子さんからの相談。
高校受験に備えて家庭教師を探していたので新聞折込チラシで知った家庭教師派遣会社に相談のつもりで出向いた。担当者から、高校受験合格に実績があり、子どもに合った優秀な家庭教師を派遣し、子どものやる気を引き出す指導をする、一緒に頑張っていこう。指導期間は1年間で、その期間の授業料は30万円との説明を受け、その場で契約をしてしまった。1か月经ち、子どもが「自分には家庭教師の勉強法は合わない。皆と一緒に学習塾に行きたい」と言い出した。子どもの気持ちが変わらないので派遣会社に解約を伝えた。派遣会社では「希望の家庭教師を探すので子どもと話し合わせてほしい」と言って、なかなか解約を受けてはくれません。もう、解約は無理なのでしょうか。

家庭教師派遣契約の場合、店舗外で契約した場合だけではなく店舗に向いて契約した場合でも、契約期間が2か月を超え5万円を超える契約の場合「特定商取引に関する法律」の特定継続的役務契約に該当し、クーリング・オフも中途解約も可能です。

Aさんの場合、指導期間は1年間で授業料は30万円

なので法の適用を受け、中途解約ができます。しかし、A子さんの場合はすでに家庭教師による1か月の指導を受けているので、クーリング・オフによる契約解除とは異なり、事業者(派遣会社)には中途解約に伴う通常生ずる損害の額を請求することが認められています。家庭教師派遣契約の場合は1か月分の授業料相当額または5万円のいずれか低い額とされています。

Aさんは派遣会社に対し、授業を受けた1か月分の授業料と所定の違約金を払って解決しました。その場の雰囲気にならず、よく話し合ってから契約しましょう。お困りのときは消費生活センターに相談してください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(市民課市民相談担当☎594-5529※電話での相談も受け付けます)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:30～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

セーフコミュニティきたもと Vol.20

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故などは偶然に起こるのではなく、予防することができる」という理念のもと、行政、地域、警察、家庭、学校などのすべての関係者が分野横断的に連携・協働して、安心安全に暮らすことができるまちづくりを進めていくことです。

☎協働推進課セーフコミュニティ担当(☎594-5571)



高齢者の聞き取り調査について報告

高齢者の安全対策委員会では、1月20日に東洋大学の学生とともに、12月に実施した高齢者の転倒に係る聞き取り調査の報告を行いました。

調査の結果から、転倒した場所は屋内に限らず、庭先などの屋外での転倒も比較的多いことがわかりました。また、転倒した時間帯については、夕方が最も多いことなど、転倒予防に関する有用な情報を得ることができました。

また、調査結果の報告とともに、東洋大生が作成したリーフレットの案が各グループごとに発表されました。転倒を効果的に予防する様々な工夫が見られ、完成がとても楽しみな報告となりました。



自転車利用のアンケートを実施

交通安全対策委員会および子どもの安全対策委員会では、自転車の乗車中に事故が多い中高生や高齢者を対象とし、自転車利用のアンケートを合同で実施しました。

アンケートは、国が示した「自転車安全利用5則」を守って自転車を利用しているかどうかを答えていただく内容で、その順守状況を把握するだけでなく、アンケートを実施することで自転車の安全な利用を促す効果も期待されます。

実施にあたっては、宮内中学校および東中学校、北本高校の全面的な協力をいただくことがで

きました。

また、同委員会では、1月26日に開催された、本町西高尾コミュニティ「文化のつどい」において、来場者に聞き取り形式のアンケートを実施しました。さらに、2月に開催された考人学級の受講者にもアンケートを実施し、多くのデータを収集することができました。

アンケートにご協力いただきありがとうございます。



けがや事故等に関するアンケート調査の実施

2月11日から28日にかけて、外科や整形外科を標榜する市内医療機関等のご協力をいただいて、けがや事故等に関するアンケート調査を実施しました。

これは、けがをして通院された初診の人を対象に、けがをした場所、けがをした時の状態、原因、傷病名、傷病部位等の設問に答えていただくもので、けがや事故の発生動向を把握するために試行的に行ったものです。

けがや事故の発生動向を把握することは、効果的かつ効率的な予防策につながりますので、すでに収集・分析している警察や消防のデータと併せ、セーフコミュニティ活動を進めていくうえで、重要な役割を果たします。今後は、異なる時期の実施も検討していきます。

なお、調査結果については、今後広報きたもとや市ホームページに公表する予定です。